

令和 6 年度三木市金物振興審議会次第

と き 令和 6 年 10 月 7 日

午後 2 時から

ところ 三木市役所 5 階大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 令和 5 年度主要施策実績について

(2) 令和 6 年度主要施策について

(3) その他

4 閉会

令和 6 年度三木市金物振興審議会

配布資料

目 次

(資料 1)	令和 5 年度主要施策実績	1
(資料 2)	令和 6 年度主要施策	6
(資料 3)	三木金物ニューハードウェア賞関連	8
(資料 4)	三木市中小企業経営革新設備投資促進事業関連	11
(資料 5)	三木市金物振興審議会条例	18
(資料 6)	三木市金物振興審議会運営規則	19
(資料 7)	三木市金物振興審議会委員名簿	20

令和 6 年 10 月 7 日

三木市産業振興部商工振興課

令和5年度 商工振興課主要施策実績 (金物産業関連)

1 商工事務事業

金物振興審議会の開催

第1回 令和5年5月25日 三木金物ニューハードウェア賞の審査

第2回 令和5年10月2日 ・令和4年度主要施策実績について

・令和5年度主要施策について

2 地場産業振興事業

(1) 三木金物ふれあい体験事業

市内小学校を対象とした三木金物を使用する工作教室を開催。次代を担う世代が、伝統産業である三木金物のすばらしさを学び、わがまちに誇りを持ち、愛する心を育むとともに、「ものづくり」を通して自ら考え、問題解決していく子どもたちを育てるために本事業を実施した。

市内小学校で実施：12校（参加児童 599 人、保護者 432 人）

(13 校中 12 校の実施)

(2) 金物産業団体等の事業運営支援 (4, 130 千円)

三木金物商工（協）連合会事業運営補助金

(3) 三木金物古式鍛錬技術保存継承事業支援 (900 千円)

三木金物古式鍛錬保存会が実施する古式鍛錬技術保存活動を支援

(4) 金物驚活用事業支援 (2, 500 千円)

(5) 特許権取得助成制度 (597 千円)

市内の中小企業者の特許権、実用新案権、意匠権出願に対し、企業の新製品や新技術の開発の促進を図るとともに、知的財産権の保護を図った。

(特許権：2 件、実用新案権：3 件、意匠権：11 件)

(6) 三木金物後継者育成事業支援 (3, 064 千円)

三木金物の伝統的技術の継承を図るため、三木工業協同組合が実施する技能継承セミナーや後継者を育成する伝統工芸士等及び研修従事者への支援

(7) 伝統的工芸品産業振興事業支援 (900 千円)

伝統的工芸品産業振興計画に則り、伝統的工芸品「播州三木打刃物」の技術伝承、需要開拓等、三木工業協同組合が行う振興事業を支援

(8) 道の駅出展事業所支援事業 (2, 500 千円)

全三木金物卸商協同組合が運営する金物展示即売館への出展支援

(9) 三木金物ブランド戦略事業 (3, 600 千円)

アフターコロナの商談へと繋がるよう、三木金物商工協同組合連合会が実施する

海外展示会への出展を支援し、三木金物のブランド化を継続して推進

3 金物大学事業 (0 円) (昭和 59 年度から 延べ 716 人)

全国の金物小売店から参加者を募り、三木金物製品について講義や工場見学を行い、三木金物の PR と販売力の向上を図ることを目的に開設するが、新型コロナウイルス感染症の影響や開設日程について関係各所と協議の結果、中止とした。

4 新製品・新素材開発推進事業 (1,433 千円) (昭和 24 年度から)

三木金物新製品の研究意識を高揚し、三木金物産業の振興を図るため、三木金物ニューハードウェア賞を認定した。認定製品には助成金を交付するとともに、全国の三木金物取扱店にパンフレットを送付し、製品の PR を行うことにより三木金物の信頼向上に努めた。

(1) 令和 5 年度三木金物ニューハードウェア賞認定製品 8 点 努力賞 1 点

区 分	製 品 名・用 途	事 業 所 名
金賞	足掛け助三 3.5 (建前作業における柱の差込を容易に行うことができる専用工具)	土牛産業(株) 三木市別所町巴 38 番地
デザイン 特別賞	Brush up SoilStick (ソイルスティックとブラシをひとつにまとめた商品)	(有)イシイ 三木市福井 2 丁目 7-17
	Bushcraft hammer 600 (テントのペグ打ちや薪割などに使用する商品)	(株)井上工具製作所 三木市大村 397 番地
	ハイス木彫小刀 忍び刀 (木彫り全般に使用する商品)	道刃物工業(株) 三木市別所町石野 945-32
金賞 デザイン 特別賞	四角ランマ (水道、電気、ガス配管等施工時の地固めに使用する商品)	(株)小山刃物製作所 三木市加佐 8-1
	スーパーガーデンハンド (除草や草と土の選別に使用する商品)	(株)清水製作所 三木市大村 590 番地
	シントーレシプロソーブレード アールソーシリーズ (生木、竹、パイプ等の丸い被削材の切断に特化した商品)	神東工業(株) 三木市別所町巴 39
	ビット交換式根こそぎソケット KNS-02 (イチゴ根子(クラウン)の撤去に特化した商品)	土牛産業(株) 三木市別所町巴 38 番地
努力賞	左官洗い出し用鋺ハンドルブラシ	(有)イシイ 三木市福井 2 丁目 7-17

(2) 応募総数 7 社 11 点

(3) 助成金交付額 730 千円

(4) PR

①パンフレット送付数

市内金物卸商、全国三木金物取扱店(三木金物得意先約 2,400 社)、関係各機関

②製品展示

ア 常設展示(3 ヲ所)

三木商工会館、みっきいホール(市役所)、金物資料館

イ 各種見本市、催し物会場展示

(ア) 第59回 JAPAN DIY HOMECENTER SHOW2023(幕張メッセ) [8月24日～26日]

(イ) 第13回 TOOL JAPAN(幕張メッセ) [10月11日～13日]

(ウ) 三木金物まつり [11月4日・5日]

5 産業見本市事業 (36,580千円)

三木金物製品を広く国内外に紹介し、販路の拡張を図るため、次のとおり見本市・展示会等を開催するとともに、見本市への参加助成を行った。

(1) 見本市・展示会等の開催

名 称	三木金物まつり 2023	三木金物フェア
主 催	三木金物まつり実行委員会	金物フェア委員会
会 場	三木山総合公園、三木市文化会館、かじやの里メッセみき等	金物まつり会場 (三木山総合公園総合体育館)
会 期	令和5年11月4日～5日	令和5年11月4日～5日
参 加 事 業 所	農業祭・商連・各種産業他 86団体	展示直売56社・びっくり市8社
事 業 費	32,052,891円	9,899,366円
市 補 助 金	22,000,000円	4,000,000円

(2) 市内展示会の開催支援

名称	会場	会期	参加事業所	補助金額
三木金物博覧会 「鍛冶でっせ！」	かじやの里 メッセみき	令和5年6月3日～ 4日	33	2,500,000円

(3) 国内見本市への参加補助

名称	会場	会期	参加事業所	補助金額
JAPAN DIY HOMECENTER SHOW2023	千葉 幕張メッセ	令和5年8月24日 ～26日	12	1,990,000円
第13回 ツールジャパン	千葉 幕張メッセ	令和5年10月11日 ～13日	9	2,780,000円
第97回 東京インターナシ ョナルギフトショ ー	東京 ビッグサイト	令和6年2月6日～ 8日	1	1,000,000円
ケルン国際ハード ウェアメッセ	ケルンメッセ会 場 (ドイツ)	令和6年3月3日 ～6日	7	2,100,000円

6 金物資料館管理運営事業 (4,012 千円)

(1) 令和5年度入館者数 3,803 人 (うち市外 2,505 人)

(2) 特別企画展の開催

ア 名 称 木工用ドリル「ギムネの挑戦」
～美しい穴あけ、スムーズな作業の創出～

イ 会 期 令和5年10月31日～12月3日

7 中小企業振興事業

(1) 三木市中小企業経営革新設備投資促進事業補助金 (36,330 千円)

市内で事業を営む中小企業者が、経営の革新を目的とした設備等を整備する場合に資金の一部を支援

ア 前年度繰越補助対象件数 0 件

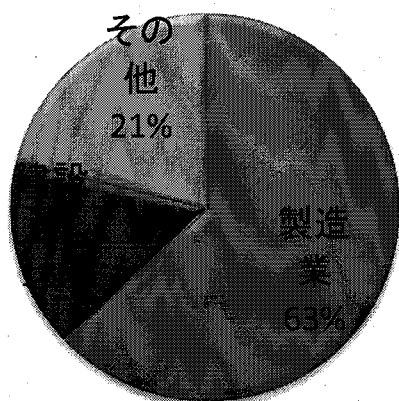
イ 前年度繰越補助金交付額 0 円

ウ 補助対象件数 18 件 (金物製造関係 9 件)

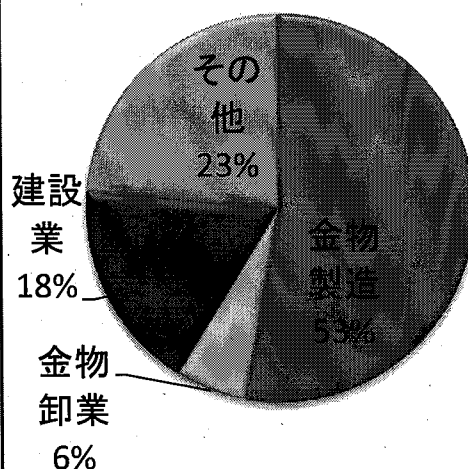
エ 補助金交付額 36,330,000 円

令和5年度 設備投資促進事業（交付決定額）					
当初予算	4,000万円				
業種(交付対象のみ)	件数	金額(按分後) (千円)		件数	金額(按分後) (千円)
製造業	12	26,582	内 金物製造	9	22,487
建設業	3	6,534			
その他	4	5,031			
合計	19	38,147			
※不採択件数	4				
※中止・辞退件数					
按分率	按分なし				

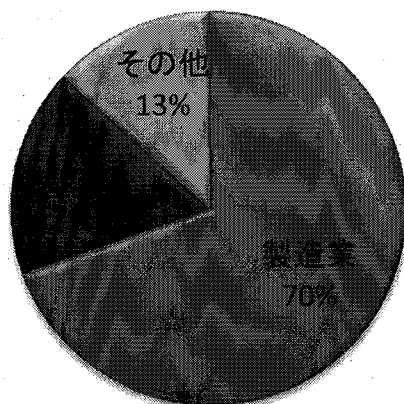
件数の割合(業種)



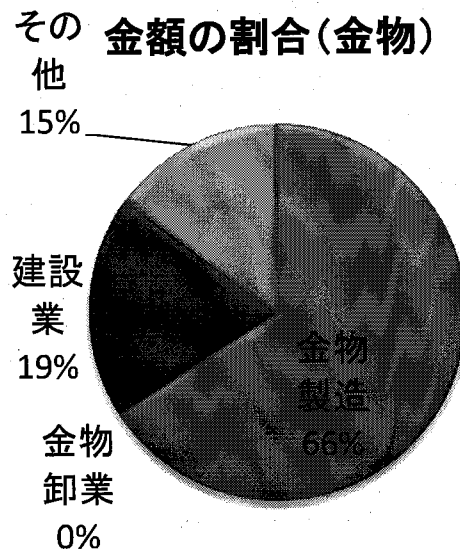
件数の割合(金物)



金額の割合(業種)



金額の割合(金物)



令和 6 年度 商工振興課主要施策 (金物産業関連)

1 商工事務事業

金物振興審議会の開催

金物産業の振興方策を審議答申し又は建議し、振興施策を推進する。

2 地場産業振興事業

(1) 三木金物ふれあい体験事業の開催 (258 千円)

市内小学校を対象とした三木金物を使用する工作教室を開催する。

(2) 金物産業団体等の事業運営支援 (4,130 千円)

三木金物商工(協)連合会事業運営補助金

(3) 三木金物古式鍛錬技術保存継承事業支援 (900 千円)

三木金物古式鍛錬保存会が実施する古式鍛錬技術保存活動の支援を行う。

(4) 金物鷺活用事業支援 (2,500 千円)

三木金物のシンボルである金物鷺を活用した宣伝普及活動の支援を行う。

(5) 特許権取得助成制度 (1,500 千円)

特許権等の取得を行おうとする中小企業者に助成金を交付する。

(6) 後継者育成事業支援 (3,264 千円)

三木金物の伝統的技術の継承を図るため、三木金物商工協同組合連合会が行う技能継承セミナーや後継者を育成しようとする伝統工芸士等及び研修従事者の支援を行う。

(7) 伝統的工芸品産業振興事業支援 (900 千円)

伝統的工芸品産業振興計画に則り、伝統的工芸品「播州三木打刃物」の技術継承や需要開拓等、三木工業協同組合が行う振興事業を支援する。

(8) 道の駅出展事業所支援事業 (2,500 千円)

全三木金物卸商協同組合が運営する金物展示館への出展支援

(9) 三木金物ブランド戦略事業 (3,600 千円)

海外展示会への出展や直接の商談を支援し、三木金物のブランド化を継続推進する。

補助率 3 分の 2 上限 3,600 千円

3 金物大学事業 (854 千円) R6 中止

全国の金物小売店に対し、三木金物製品の信頼性と販売力を向上させるため三木金物大学を開催する。

4 新製品・新素材開発推進事業

三木金物ニューハードウェア賞助成金 (2,258 千円) 資料 3

金物新製品、新デザインの研究・開発を進める事業所を支援する。

5 産業見本市事業 (35,438 千円)

(1) 金物産業団体等の行う産業見本市への開催に支援

三木金物まつり、三木金物フェア、三木金物展示会（鍛冶でっせ）、三木金物PRイベント

(2) 金物産業団体等の国内外の大規模な産業見本市への出展に支援

ツールジャパン、ジャパンDIYホームセンターショー等

6 金物資料館管理運営事業 (2,351 千円)

三木金物の歴史や伝統製法、金物製品についての資料の収集保存と展示及び特別企画展の開催

7 中小企業振興事業

三木市中小企業経営革新設備投資促進事業補助金 (30,000 千円) 資料 4

市内で事業を営む中小企業者が、経営の革新を目的とした設備等を整備する場合に資金の一部を支援。

令和5年度よりビジネス環境の変化への対応を考慮し、新たにDX枠を設けました。

令和 6 年度三木金物ニューハードウェア賞認定事業実施要綱

(目的)

第 1 条 三木金物新製品の研究意欲を高揚し三木金物産業の振興を図ることを目的とする。

(対象製品)

第 2 条 利器工匠具類、作業工具及びその他工具類、機械及び機械部品並びに取付具、建築金物類並びにその他の製品で、三木金物産業及び三木金物関連産業の振興に寄与すると認められるもののうち、次の全てに該当するもの

- (1) 製品の機能を果たす上で最も重要となる部分が三木市及び隣接市町で生産されたもの
- (2) 申請者が企画開発した製品のうち、特に新規性及びデザインの優れたもの
- (3) 申請者において品質が保証できる製品であり、三木金物のイメージアップに繋がるもの

(申請者の資格)

第 3 条 三木市内に住所及び主たる事業所を有する個人または、三木市内に本店を有する法人であって、市税を完納しており、かつ次のいずれかに該当する者

- (1) 自社の生産設備を有し、第 2 条に掲げる対象製品の製造業を営む者
- (2) 第 2 条に掲げる対象製品の企画開発を自ら行い販売する卸売業を営む者

(応募点数)

第 4 条 応募点数は一申請者あたり 3 点以内とする。

(募集期間)

第 5 条 前条の申請書の提出期間は、毎年度の 4 月 1 日から 7 月 31 日までのうち、市長が定める期間とする。

(提出書類及び提出先)

第 6 条 所定の申請書類に必要事項を記入の上、応募製品、カタログ及び製品説明書その他必要書類等を添えて、市長に提出するものとする。

(審査及び公表)

第 7 条

以下の各項に掲げる内容に従い、三木市金物振興審議会及び専門委員により審査を行う。審査結果は申請者に通知するとともに市広報、日刊紙等に公表する。

- 2 審査内容については新規性・機能性（信頼性）・市場性・デザイン性について100点満点の採点制で審査を行い、主に新規性を重視する。
- 3 配点は新規性 40点、機能性（信頼性） 20点、市場性 20点、デザイン性 20点とする。
- 4 応募の際に提出された法人・個人に関する情報は、個人情報保護法に基づき、留意して取り扱う。なお、審査資料として内部使用するほか、受賞製品については、表彰・公表の資料として使用する。
- 5 賞に認定されなかった理由は公表しないものとする。

（賞及び助成額）

第8条 三木金物ニューハードウェア賞助成金交付規則第8条に規定する助成金は、各賞ごとに次のとおりとする。

- (1) グランプリ 1点 賞状及び助成金30万円
合計点が審査員平均85点以上でかつデザイン性の得点が審査員平均15点以上の製品のうち最も優れたもの
- (2) 金賞 1点 賞状及び助成金20万円
合計点が審査員平均70点以上の製品のうち特に優れたもの
- (3) 三木金物ニューハードウェア賞 10点以内 賞状及び助成金5万円
合計点が審査員平均65点以上の製品のうち上位10品
- (4) デザイン特別賞 3点以内 賞状及び助成金10万円
第3号に該当するもので、デザイン性に優れたもののうち上位3点
- (5) 努力賞 若干数 助成金3万円
上記(1)～(4)に該当しなかったもののうち、審議会委員、特別委員、専門審査委員が特に開発の努力を認めるもの

（その他）

- 第9条 万一、審査後において特許、実用新案、意匠登録に抵触することが判明した場合は、決定を取り消すことがある。
- 2 三木金物ニューハードウェア賞製品については約1年間、市内主要施設や見本市等で展示するため、必要数を提出すること。
 - 3 認定された製品は三木金物ニューハードウェア賞パンフレットに掲載し、全国の三木金物得意先小売店に送付し、広告する。
 - 4 募集製品、申請内容に疑義のある場合、市は申請者に対し調査を行うことができる。
 - 5 申請内容に必要な事項の未記入・不備及び要件を満たさない事項がある場合は、受付できないことがある。

令和6年度 三木金物ニューハードウェア賞審査結果一覧表

(各部門 事業所名50音順)

区分		製品名	事業所名
グランプリ		モクバDINレールカッターハンディー	株式会社小山刃物製作所
金賞		モデレッジ 模魂刀 0.15mm/0.3mm	道刃物工業株式会社
三木金物 ニューハードウェア賞	デザイン特別賞	雑草スクレーパー	三陽金属株式会社
		ハイス 小道具のみ 7本組	道刃物工業株式会社
		COFFEE BRUSH	有限会社イシイ
		チェンシコブラシ4X	有限会社イシイ
		まかせて草削り	株式会社清水製作所

三木金物ニューハードウェア賞は、8点中7点の認定となった。

令和 6 年度 三木市中小企業経営革新設備投資促進事業

募集要領（案）

D X 枠（デジタル技術を活用した補助
対象設備）

対象経費の 2 分の 1 上限 300 万円

補助対象経費 10 万円以上

1 事業内容

市内で事業を営む中小企業者が、経営の革新を目的として設備等を整備する場合に資金の一部を支援します。

2 対象となる方

本事業は、次の全てに該当する方を対象とします。

- (1) 市内に主たる事業所（※ 1）を有する中小企業者又は市内に住所を有する個人事業者であって、市内で引き続き 1 年以上事業を営むもの（※ 2）であること。
ただし、風営法に規定する営業を営む者は除きます。
- (2) 市税を滞納していないこと。

※ 1 「主たる事業所」とは

履歴事項全部証明書に本店として登記された事業所を指します。

※ 2 「1 年以上事業を営むもの」とは

申請時において、事業開始から 1 年を経過していない者は対象になりません。

3 対象となる事業

対象事業は、次の(1)から(9)の全てに該当する設備等とします。(10)については、提出可能な方に関わる条件です。

- (1) 市内の事業所に経営の革新を目的として新設、増設されるもの（※ 3）であること。ただし、中古品又はリース契約をしていないもの。
- (2) 補助対象経費が、50 万円以上（消費税等相当額を除く。）のものであること。
※デジタル技術を活用した補助対象設備の場合は、10 万円以上（消費税等相当額を除く。）のものであること。
- (3) 本市の償却資産課税台帳に登録されるべきものであること。
- (4) 中小企業サポートセンターで事業内容を確認されているものであること。
- (5) 年度内に事業が完了すること。
- (6) 再度、補助金を受けようとする事業者は、これまで整備した設備投資の内容が異なっているものであること。
- (7) 補助金の交付決定後に整備されるものであること。
- (8) 市の他の補助金等の対象となるものでないこと。

- (9) その他市長が適当でないと認めるものでないこと。
- (10) 要綱において指定する計画(※4)を提出する事業者は、その内容において対象設備について記載したものであること。

○対象事業となる設備の例

機械及び装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備の機械及び装置など
工具・器具及び備品	切削工具、検査工具、パソコン、ソフトウェア、厨房設備、冷蔵庫など
デジタル技術 DX枠(※5)	ハードウェアとソフトウェアの組合せで、DX趣旨に合致するもの。既存のハードウェアとの組合せも可能です。 (ハードウェア) 測量機、ドローン、3Dスキャナー、無人搬送機、パソコン、タブレット、監視用機器・センサー、プリンターなど (ソフトウェア) 生産管理、工程管理、在庫管理、販売管理、受発注管理、会計管理、勤怠管理、データ分析・解析、見守り監視システムなど (DX趣旨) 遠隔監視、遠隔操作、ビジネスの創出、業務の変革、仕組みの変革、情報共有など

○対象事業とならない設備の例…エアコン設備、LED設備、太陽光発電設備、クラウドなどの月額使用料

○下記汎用ソフトとパソコンまたはタブレットの組合せは対象外

EXCEL、WORD、POWER POINT、ACCESS、画像処理ソフト、お絵描きソフトなど

※3「経営の革新を目的として新設・増設されるもの」とは

この事業における「経営の革新を目的として新設・増設されるもの」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を見込んで整備されるものを指します。よって、経営の革新を伴わない単なる機械設備の更新や買い足しはこれに該当しません。

※4「要綱において指定する計画」について

要綱において指定する計画とは、経営革新計画(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第8条第1項に規定する計画をいう。)又は経営力向上計画(同法第13条第1項に規定する計画をいう。)とします。

※5「DX枠」について

D X 枠としてご申請の場合は、様式第 3 号、2「設備等を整備する理由及び効果」の欄に「D X 枠として申請」と記載してください。

4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備の取得に要する経費の額（消費税等相当額を除く。）とします。

なお、国・県等が助成する他の制度と重複する事業については、補助金を受け取ることが可能か、必ず、双方の補助金事務局等に、予めご確認ください。

また、クレジット払いは申請する事業者の名義であり、補助事業期間内に支出が完了しているもの（分割払い、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了していることが必要になります。）に限ります。

代表者や従業員が、個人のクレジットカードで支払いを行った場合は、「立替払い」として、帳簿等で確認ができない場合には補助対象外となります。

5 補助金限度額

補助対象経費の 4 分の 1 に相当する額とし、250 万円を限度とします。

ただし、要綱において指定する計画の認定を取得している場合は、補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額とし、300 万円を限度とします。

また、D X 枠としてデジタル技術を活用した補助対象設備の場合は、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額とし、300 万円を限度とします。

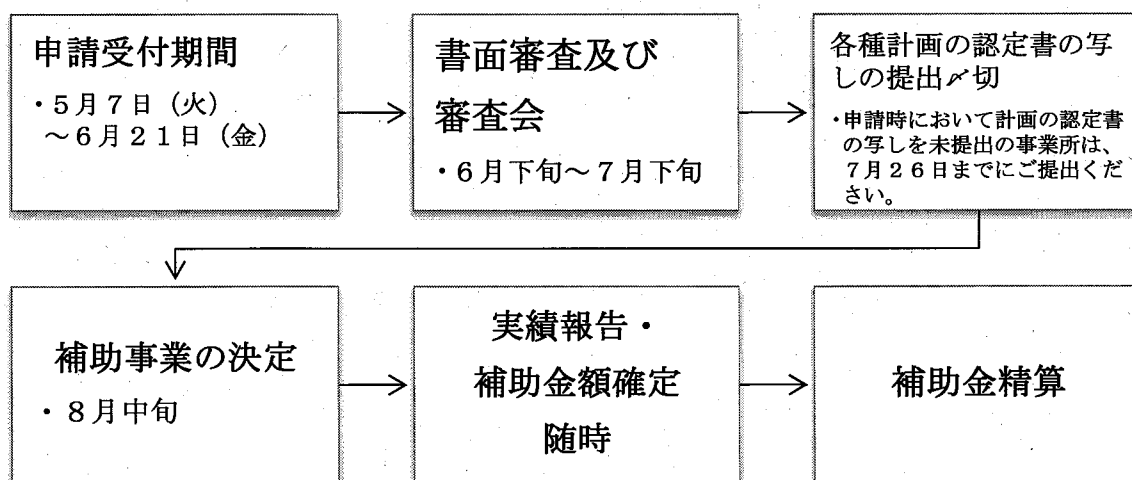
ただし、予算額を超えた場合、予算額を補助金額の比で按分して交付します。

6 補助回数

補助金の交付は、一の対象者につき一の年度において 1 回限りとします。

7 補助事業制度の流れ

（令和 6 年度の予定）



8 募集期間及び提出書類

- (1) 受付は、5月7日(火)から6月21日(金)までの開庁日に商工振興課で行います。時間は午前8時30分から午後5時までとし、事前にお電話にてご連絡のうえ、ご持参ください。申請書の様式は市のホームページからダウンロードして下さい。なお、商工振興課窓口でも配布しております。

- (2) 三木市中小企業経営革新設備投資促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 企業概要書(様式第2号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内のもの)
- ウ 決算報告書(直近1期分)
- エ 会社案内パンフレット、経歴書等の企業概要のわかる書類
- オ 事業計画書(様式第3号)
- カ 設備等の整備に係る見積書(積算内容の確認できるもの。汎用性の高い設備は2社以上の見積書を提出すること。)
- キ カatalog、写真又は仕様書等の設備等の内容のわかる書類
- ク 設備等の整備予定箇所の写真又は図面
- ケ 営業許可証の写し
- コ 要綱において指定する計画を提出可能な事業者については、認定書と計画書(全頁)の写し(認定結果待ちの者については認定申請書(全頁)の写し)(経営革新計画又は経営力向上計画の写し)
- サ 過去に当補助金を受けて整備した設備がある場合は、その設備の写真、その設備の配置がわかるレイアウト図(整備年度、名称)、過去に補助金を受けて整備した設備投資の内容と今回申請して補助金を受けようとする設備投資の内容が異なることがわかる内容の書類
- シ 同意書(※6)
- ス その他市長が必要と認める書類

※6「同意書」について

補助金の交付決定がなされた場合は、当該補助金の対象となった設備に係る情報を、補助金の担当者から市税の課税担当者へ提供いたします。

- (3) 三木市中小企業経営革新設備投資促進事業補助金交付申請書(様式第1号)については、中小企業サポートセンターの確認印が押印してあるものとします。なお、この確認印は、提出書類に不備がないか確認するものであり、この事業の採択を保証するものではありません。
- (4) 申請書の記載は、第三者にも理解できるように、可能な限り専門用語・業界用語は使用を避けてください。
- (5) 申請書の提出については、その申請内容の詳細について説明できる方が提出するようにしてください。
- (6) 提出していただいた書類は、返却しません。

- (7) 申請書に使用できる印は、次のとおりです。ただし、スタンプ印（シャチハタ等）は認められません。なお、交付決定を受けた事業者は、一連の書類（変更申請書、実績報告書、請求書等）に使用する印は、すべて統一してください。
- ① 法人事業者の場合・・・・・・・・・・代表取締役の印（社判は不可）
 - ② 個人事業者または企業グループの場合・・・代表者の個人印
- (8) 要綱において指定する計画の写しは、市への申請時にまとめて提出してください。申請受付期間後の提出は認められませんのでご注意ください。

9 審査

- (1) 提出書類は、書面審査、審査会で審査します。
- (2) 要綱において指定する計画の提出の有無は補助金限度額にのみ影響するものであり、採択について影響を与えるものではありません。
- (3) 審査の途中経過のお問い合わせには一切応じかねますので予めご了承下さい。
- (4) 審査の結果は審査終了後に通知します。
- (5) 採択された方は、原則として事業者名及び事業内容が外部に公表されます。
- (6) 提出書類には個人情報や機密情報等も含まれるため、取扱いには十分に注意し、厳重に保管します。
- (7) 提出書類は審査基準に基づく審査を行い、一定の評価点数が得られない場合は採択されないことがあります。採択にいたらなかった理由等に関する問い合わせについては、一切応じられません。

10 補助金の交付決定

- (1) 交付決定額は、「5 補助金限度額」の通りとなります。限度額を上回る経費については、事業者負担になります。補助金の額は事業完了後、実績報告に基づき確定します。
- (2) 補助対象経費は、通常業務の経理と区分して管理してください。事業完了時に提出していただく実績報告に必要となります。
- (3) 要綱において指定する計画の提出者のうち、申請日において認定前である者に関しては、7月26日(金)までに認定書の写しを提出してください。期日までに認定書の提出ができない場合は、補助率は計画未提出者と同じ扱いとなりますのでご注意ください。

11 事業内容の変更

やむを得ず、申請した事業内容を変更もしくは中止される事業者及び、要綱において指定する計画を提出している者のうち、認定を得られなかった事業者は、速やかに変更もしくは中止・廃止の申請書（様式第8号）を提出していただくことになります。

なお、導入する設備そのものの変更（追加含む）や、補助対象経費の増額変更はできません。

また、他の補助金との併用のために、当該補助事業の実施状況に遅延が生じ、年度内に事業が完了しない場合は、中止・廃止の申請書を提出していただくことがあります。

12 状況報告及び実地調査

適正な補助金の交付のため必要があると認められる場合は、事業者に対し、当該補助事業の実施状況等について報告を求め、実地調査を行います。

13 実績報告

- (1) 事業が完了した時点で実績報告書を提出していただきます。実績報告書には、事業報告書（様式第9号）、領収書（写）、事業の完了が確認できる写真等を添付してください。
- (2) 実績報告時には、事業経費が全額支払い済みであることが必要です。
- (3) 領収書、銀行振込書等（写）は、この事業専用とし、通常業務との一括処理はしないでください。

14 補助金額の確定

- (1) 実績報告書提出後、書類の確認等を行い補助金額の確定をします。
- (2) 補助金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。

15 補助金の交付

事業者が、補助金額確定通知を受理した後、請求に基づき、補助金を指定口座に振り込みます。

16 補助金交付決定の取り消し等

下記のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただくことになりますので、十分注意してください。

また、補助事業により取得した財産（機械、装置等）の処分には、市長の承認が必要となります。

- (1) 要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

17 書類の保存

事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存していただきます。

18 財産の処分

設備等を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年以内に処分しようとするときは、あらかじめ補助金財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受ける必要があります。

19 募集要領及び募集要綱の一読

補助金の申請をする方は、必ず募集要領及び交付要綱を一読していただき、不明な点がありましたら、三木市中小企業サポートセンター及び市商工振興課までお問い合わせください。

【申込及び問合せ先】	三木市産業振興部商工振興課かなもの振興係 〒673-0492 三木市上の丸町10-30 TEL 0794-82-2000 内線 2232 FAX 0794-82-9728
【補助金申請の相談】	三木市中小企業サポートセンター 〒673-0433 三木市福井1933番地の12 サンライフ三木2階 TEL 0794-70-8008 (要予約) FAX 0794-70-8009 開館：火曜日～土曜日（9時～正午、13時～16時30分 祝日除く）

資料 5

○三木市金物振興審議会条例

昭和29年10月15日

条例第 39 号

(設置)

第1条 三木市に三木市金物振興審議会(以下「審議会」という。)を設け事務所を三木市役所内に置く。

(目的)

第2条 審議会は三木市金物産業の振興方策に関し市長の諮問に応じ審議答申し又は市長に対して建議すると共に、これが強力なる推進に協力し以って三木市の発展を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 審議会に会長、副会長及び委員若干名を置く。

2 委員は市長が任命又は委嘱する。

3 会長、副会長は委員の中より互選する。

(役員の任務)

第4条 会長は審議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代理する。

第5条 削除

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

(会議の招集)

第7条 審議会は会長がこれを招集してその議長となる。

(過半数決議)

第8条 審議会の決議はすべて過半数で決め可否同数のときは議長がこれを定める。

(特別委員)

第9条 市長は審議会の企画、審議に必要があると認めるとき、又は会長の要請により臨時及び定期に特別の委員を任命又は委嘱することができる。

(参与)

第10条 審議会に若干の参与を置くことができる。

2 参与は審議会の諮問に応じ又はこれに出席して意見を述べることができる。

(職員)

第11条 審議会に幹事若干名を置き会長がこれを任命する。

2 幹事は会長の指揮に従い庶務に従事する。

(雑則)

第12条 この条例に規定するもののほか、審議会の運営に必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和35年4月1日条例第7号)

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

(会議)

第 1 条 会議の日時は会長がこれを定める。

2 会議の開閉は議長がこれを行う。

3 審議会の会議は、すべて公開とする。

(招集通知)

第 2 条 会長は緊急やむを得ない場合を除くほか、すべて 3 日以前に招集通知を発しなければならない。

(定足数)

第 3 条 審議会は原則として過半数の出席がなければ会議を開く事ができない。ただし、軽易の事件についてはこの限りでない。

2 前項ただし書の判定は会長がこれを行う。

(欠席通知)

第 4 条 委員が会議に欠席しようとするときはあらかじめ理由を付して会長に届け出なければならない。

(議案)

第 5 条 会長は議案を印刷してあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 委員が発案しようとする場合は、その案を具え理由を付してあらかじめ会長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合は会議の席上で発案する事ができる。

(委員の招集請求)

第 6 条 審議会の目的達成に必要なため委員より議案とその理由を付して開会の請求があったときは必要に応じて会長はこれを招集する。

(小委員会)

第 7 条 審議会の運営に特に必要を認めるとき会長は委員に諮り小委員会を設け、これに付議することができる。

(委員の辞職)

第 8 条 特別の場合を除くほか、委員が任期中に辞職しようとするときはあらかじめ会長に申出てその承認を受けなければならない。

(参考人の出席)

第 9 条 審議会の議事に関して必要ある場合、会長は参考人の出席を要請し議事に参画せしめることができる。

(決議)

第 10 条 審議会の決議はすべて出席委員の過半数でこれを決める。

(要請の処理)

第 11 条 審議会が個人及び団体より金物産業振興に関する事件について陳情又は要請を受けた場合、会長はこれを会議に付して処理しなければならない。

(出席の督促)

第 12 条 会長は定期的に委員の出席状態を調査し欠席の多い委員に対してはこれを督促しなければならない。

(費用弁償の承認)

第 13 条 委員が費用弁償を必要とする職務を行うときはあらかじめ会長に届け出て、会長は市長の承認を受けなければならないものとする。

(記録の作成)

第 14 条 会長は幹事に命じ審議会の議事記録を作製させなければならない。

(補則)

第 15 条 審議会条例及びこの規則に規定のない事項については会長がこれを決する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 本則を改正しようとするときは委員の過半数決議を必要とする。

三木市金物振興審議会委員

資料 7

令和6年度三木市金物振興審議会

審議委員任期: 令和5年7月19日
～令和7年7月18日

審議会 役職	氏 名	所 属
委員	津村 慎吾	三木工業協同組合
委員	芦原 強	三木工業協同組合
委員	笹谷 京作	三木工業協同組合
委員	黒田 泰義	全三木金物卸商協同組合
委員	東中 滋是	全三木金物卸商協同組合
委員	五百藏 満弘	三木商工会議所
委員	佃 直明	三木商工会議所
委員	岡島 正造	三木商工会議所
委員	石山 智洋	公募

参与	喜多 司	三木商工会議所
参与	荒池 洋至	三木市役所

幹事	能出 真一	事務局
----	-------	-----